

令和 8 年 3 月 23 日

社会福祉法人花園会
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともにすべての職員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図りながら活躍できる雇用環境の整備を行うため、女性活躍推進法に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 12 年 3 月 31 日(4 年間)

2. 当法人の課題

- ・女性職員の割合は高いものの、管理職に占める女性の割合については、さらなる登用の余地がある。
- ・職員が仕事と家庭生活を両立しながら働き続けることができる職場環境の整備が必要である。

3. 目標および取組内容

【目標 1(職業生活に関する機会の提供)】

管理職(課長以上)に占める女性割合を 50%以上とする。

【取組内容】

- 令和 8 年 4 月 ~ ・女性職員のキャリア形成への意識向上を図るため、外部研修や法人内研修への参加を促進する。
- 令和 9 年 4 月 ~ ・管理職は女性役職者および次世代リーダー候補者に対し、キャリアアップに向けた人材育成を計画的に行う。
- 令和 10 年 4 月 ~ ・自己申告書、年間目標評価、個別面談等を活用し、公正な評価基準のもと女性職員の管理職への積極的な登用を行う。

【目標 2(職業生活と家庭生活との両立)】

全職員の月平均残業時間を 5 時間以内とする。

【取組内容】

- 令和 8 年 4 月 ~ ・長時間労働是正に関する法人方針を職員へ周知する。
- 令和 8 年 4 月 ~ ・事業所ごとの特性を踏まえ、業務内容の見直しや業務効率化を進めるとともに、人員配置の見直しおよび適正配置の検討を行う。

- 令和9年4月～ ・業務改善の取組状況を定期的に確認し、必要に応じて改善策を検討する。

【目標3(仕事と家庭生活の両立支援)】

育児休業・介護休業等の制度利用を促進し、職員が安心して働き続けることができる職場環境を整備する。

【取組内容】

- 令和8年4月～ ・育児休業、介護休業等制度について職員への周知を行う。
- 令和9年4月～ ・制度を利用しやすい職場環境づくりを推進し、制度利用後も継続して働きやすい職場づくりに取り組む。